

全ト協発第560号(環)
平成30年2月9日

各都道府県トラック協会会長 殿



経営事項審査に係る告示改正に伴う土砂等運搬大型自動車の表示番号の指定等について

平素より、当協会の業務運営に関し種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、先般、「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件」(平成20年国土交通省告示第85号)が平成29年12月26日付で一部改正され、平成30年4月1日から、建設業の許可を受けている事業者が保有する営業用の大型ダンプ車のうち、主として建設業の用途に使用する車両が経営事項審査の対象となることとなりました。

これに伴い、対象車両の「自動車検査証備考欄の表示番号」の後ろに、「(建)」の表記が追記されることとなった旨、今般、別添の「経営事項審査に係る告示改正に伴う土砂等運搬大型自動車の表示番号の指定等について」(平成30年2月5日付け、国自情第224号の2・国自貨第142号の2、国自整第298号の2)のとおり、国土交通省自動車局自動車情報課長、貨物課長及び整備課長の連名により通知されました。

つきましては、傘下会員事業者の関係者に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

なお、全日本トラック協会ダンプトラック部会長より、別添2のとおり、ダンプトラック部会の部会員あて本内容に関する通知が行われておりますので、関係書面を添付して情報をご提供させていただきます。

【本件に関する問い合わせ先】

(本通達に関わる内容)

公益社団法人全日本トラック協会 交通・環境部 松本

電話：03-3354-1045

(ダンプ部会に関わる内容)

公益社団法人全日本トラック協会 輸送事業部 永田

電話：03-3354-1038



国自情第224号の2
国自貨第142号の2
国自整第298号の2
平成30年2月5日

公益社団法人
全日本トラック協会会長 殿

自動車局

自動車情報課長

貨物課長

整備課長



経営事項審査に係る告示改正に伴う土砂等運搬大型自動車の
表示番号の指定等について

標記について、別添のとおり各地方運輸局及び沖縄総合事務局へ通知したの
で、貴協会傘下会員に対し周知を図られたい。

別添

国自情第224号
国自貨第142号
国自整第298号
平成30年2月5日

各地方運輸局

自動車技術安全部長 殿
自動車交通部長 殿
沖縄総合事務局 運輸部長 殿

自動車局

自動車情報課長
貨物課長
整備課長

経営事項審査に係る告示改正に伴う土砂等運搬大型自動車の表示番号の指定等について

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号。以下「法」という。）に基づく届出及び表示番号の指定等については、「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法の施行に伴う届出、表示番号の指定、処分に係る事務の取扱いについて」（昭和43年1月19日付け自貨第9号、自管第7号、自車第47号。以下「取扱い通達」という。）により取り扱っているところであるが、平成29年12月26日付で「建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件」（平成20年国土交通省告示第85号）の一部が改正され、法第3条第2項に規定する表示番号の指定を受けた大型自動車（以下「営業用ダンプ車」という。）のうち、主として建設業の用途に使用するものについて、平成30年4月1日から経営事項審査の対象とされることとなったため、取扱い通達によるほか、下記のとおり取扱うこととする。

記

1. 法第3条第2項に規定する表示番号指定の申請

建設業者が、主として建設業の用途に使用しようとする大型自動車を経営事項審査の対象とする場合において、法第3条第2項に規定する表示番号指定の申請をする場合には、次のとおり取扱うものとする。

(1) 表示番号指定の申請

申請者は、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法施行規則（昭和42年運輸省令第86号。以下「規則」という。）第5条第1項に規定する表示番号指定申請書の（甲）紙の経営する事業の種類欄には「自動車運送事業」及び「建設業」の箇所の両方に「○」を付するとともに、当該主として建設業の用途に使用しようとする大型自動車に係る（乙）紙の上部余白には「建設業用」と記載し、運輸支局等（自動車検査登録事務所及び神戸運輸監理部兵庫陸運部、沖縄総合事務局陸運事務所を含む。以下同じ。）の輸送担当へ提出するとともに、建設業許可証の写しを提示するものとする。

(2) 表示番号の指定

運輸支局等の輸送担当は、（1）による申請に基づく表示番号の指定に当たっては、指定する表示番号のうち、規則第6条第2号に規定する経営する事業の種類を表示する文字及び記号については、自動車運送事業の届出がなされたものとして「（営）」とする。

(3) 自動車検査証への記入

運輸支局等の登録担当は、（2）により表示番号を指定した営業用ダンプ車について、自動車検査証（以下「車検証」という。）において主として建設業の用途に使用するものであることを明らかにするため、事業用自動車等連絡書等を確認の上、表示番号のあとに「（建）」とMOTASに入力し、当該車検証の備考欄に記載するものとする。

2. 申請書の記載事項の変更届出

現に営業用ダンプ車を使用する者が、当該営業用ダンプ車のうち、主として建設業の用途に使用している大型自動車を経営事項審査の対象とする場合には、当該営業用ダンプ車について規則第5条第2項に規定する表示番号指定申請書の記載事項（経営する事業の種類）に変更があったものとして、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 申請事項変更の届出

届出者は、規則第5条第2項に規定する申請事項変更届出書の（甲）紙の経営する事業の種類欄に「自動車運送事業」及び「建設業」の箇所の両方に「○」を付するとともに、当該主として建設業の用途に使用している大型自動車に係る（乙）紙の上部余白には「建設業用」と記載し、運輸支局等の輸送担当へ提出するとともに、車検証（原本）及び建設業許可証の写しを提示するものとする。

(2) 表示番号の指定

(1) による届出に係る営業用ダンプ車については、すでに表示番号を指定していることから、運輸支局等の輸送担当は新たな表示番号の指定は行わないものとする。

(3) 車検証への記入

運輸支局等の輸送担当は、(1) による届出がなされた営業用ダンプ車について、車検証において主として建設業の用途に使用するものであることを明らかにするため、当該営業用ダンプ車の車検証備考欄に、表示番号のあとに「(建)」と手書きにより記入し、運輸支局等名小印を押印するものとする。

(4) MOTASへの入力

運輸支局等の輸送担当は、(3) により車検証備考欄に「(建)」と記入した当日分の車両のリストを作成し、運輸支局等の登録担当にMOTASへの入力を依頼するものとする。

3. 主として建設業の用途に使用する営業用ダンプ車を建設業の用途に使用しなくなった場合の手続き

上記1. による表示番号指定の申請又は2. による申請事項変更の届出によって、車検証に「(建)」と記載された営業用ダンプ車（以下「建設用営業用ダンプ車」という。）を使用する者が、当該使用する建設用営業用ダンプ車の全部又は一部について建設業の用途に使用しなくなった場合（建設業許可を失効させているかどうかを問わない。以下同じ。）には、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 保有する建設用営業用ダンプ車の全部を建設業の用途に使用しなくなった場合

① 届出者は、規則第5条第2項に規定する申請事項変更届出書の（甲）紙の経営する事業の種類欄の「自動車運送事業」のみに「○」を付するとともに、当該建設業の用途に使用しなくなった建設用営業用ダンプ車に係る（乙）紙の上部余白に「建設業用廃止」と記載し、運輸支局等の輸送担当へ提出するとともに、車検証（原本）を提示する。

② 運輸支局等の輸送担当は、①により（乙）紙の上部余白に「建設業用廃止」と記載された届出がなされた場合、当該届出に係る営業用ダンプ車の車検証備考欄に記載されている「(建)」を手書きにより二重線にて消去し、運輸支局等名小印を押印するものとする。

(2) 保有する建設用営業用ダンプ車の一部を建設業の用途に使用しなくなった場合

① 届出者は、規則第5条第2項に規定する申請事項変更届出書の（乙）紙の上部余白に「建設業用廃止」と記載し、運輸支局等の輸送担当へ提出するとともに、車検証（原本）を提示する。

② 運輸支局等の輸送担当は、①により（乙）紙の上部余白に「建設業用廃止」と記載された届出がなされた場合、当該届出に係る営業用ダンプ車の車検証において、備考欄に記載されている「(建)」を手書きにより二重線にて消去し、運輸支局等名小印を押印するものとする。

（3）MOTASへの入力

運輸支局等の輸送担当は、（1）及び（2）により車検証備考欄に記載されていた「(建)」を消去した当日分の車両のリストを作成し、運輸支局等の登録担当にMOTASへの入力を依頼するものとする。

平成30年2月8日

(公社) 全日本トラック協会ダンプトラック部会
部会員各位

(公社) 全日本トラック協会ダンプトラック部会
部会長 岡田 安正

経営事項審査に係る告示改正に伴う土砂等運搬大型自動車の

表示番号の指定等について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会の運営にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成29年12月26日付けで経営事項審査における審査項目が改正され、建設業の許可を受けている事業者が保有する「営業用の大型ダンプ車のうち主として建設業の用途に使用する車両」が、平成30年4月1日から経営事項審査の評価対象となったことに伴い、対象車両について車検証備考欄の表示番号の後に（建）表記が追記されることとなりました。

については、その届出の方法及び取り扱いにつきまして別紙の通り通達がありましたのでお知らせします。なお、3月中旬以降は混雑が予想されますので、早めの届出をしていただきますようお願い申し上げます。ご不明な点等ありましたら、各運輸支局等（自動車検査登録事務所、神戸運輸監理部兵庫陸運部、沖縄総合事務局陸運事務所を含む）にお問合せ下さい。

敬具

記

○いずれの場合も各運輸支局等へのお持ちいただく必要があります。

◇新たに表示番号の申請を行う場合

必要書類…表示番号指定申請用紙（甲）、（乙）（（乙）は車両毎）（記載方法は別紙1・2参照）、建設業許可証の写し

取り扱い…表示番号はマル営表記となる。営業用ダンプ車の車検証備考欄に（建）表記。

◇申請事項の変更を行う場合（現に使用しているダンプ車に追記する場合）

必要書類…申請事項変更届出書（甲）、（乙）（（乙）は車両毎）（記載方法は別紙1・2と同様）、車検証、建設業許可証の写し

取り扱い…表示番号の変更は行わない。当該ダンプ車の車検証備考欄に手書きで（建）表記、及び運輸支局等名小印を押印。

□お問い合わせ先

公益社団法人全日本トラック協会 輸送事業部（担当：永田）

〒160-0004 東京都新宿区四谷3-2-5 TEL 03-3354-1038

以上

土砂等運搬大型自動車使用届出書(甲)
 届出事項変更届出書(甲)
 表示番号指定申請書(甲)
 申請書(甲)

(例)

○○運輸支局長 殿

別紙1

申請(届出年月日)		ふりがな 姓と名を記入		ふりがな 姓と名を記入	
使用者の氏名又は名称 平成30年2月1日		株式会社 全ト協運送		(印) 代表者の名 氏 全国 太郎	
使用者の住所 東京都新宿区四谷3-2-5					
種類 自動車運送事業		採石業・碎石業・砂利採取業・砂利販売業		建設業・その他()	
資本金 従業員数 (うち運転者数)	〇〇〇〇円	運搬する 主要貨物	種類 土砂	年間予定数量 〇〇〇〇t	種類 年間予定数量
	〇〇人	〇〇人			
自動車の車庫又は常置場所の位置 東京都新宿区四谷3-2-5 東京都					
運転者を雇用する場合 自ら運転者である場合					
運転者の勤務時間	〇時間				
運転者の乗務時間	〇時間				
運転者の乗務距離	〇〇〇km				

注意
この用紙は、折り曲げないこと。

※表示番号

(例)

建設業用

別紙2

土砂等運搬大型自動車使用届出書
 届出番号申請
 出示申請表
 申表

(乙)
 (乙)
 (乙)

大型自動車届出請書
 届出申請
 届出申請
 届出申請
 届出申請

(乙)
 (乙)
 (乙)

○○運輸支局長 殿

申請(届出)年月日	ふ り が な			ぜんときよううんそう
H30年2月1日	使用者の氏名又は名称			株式会社 全ト協運送
自動車登録番号	車 名	型 式	初度登録年	最大積載量
品川 100 あ 〇〇〇〇	コクド	ZBA-JPD10	平成27年	10,000kg
所有者	(株)全ト協運送			21,920kg
住 所	東京都新宿区四谷3-2-5	同左	使用の本拠の位置	
使用の権限				

○国土交通省告示第千百九十六号

建設業法（昭和二十四年法律第二百号）第二十七条の二十三の規定に基づき、建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年十二月二十六日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣 齋藤 健

建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件の一部を改正する告示

建設業法第二十七条の二十三第三項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成二十年国土交通省告示第八十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

第一 審査の項目は、次の各号に定めるものとする。

一～三 (略)

四 その他の審査項目 (社会性等)

1～6 (略)

7 審査基準日における建設機械の保有状況（自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から一年七か月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和二十九年政令第二百九十四号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第百三十一号）第二条第二項に規定する大型自動車（以下この7において単に「大型自動車」という。）のうち、同法第三条第一項第二号に規定する経営する事業の種類として建設業を届け出、かつ、同項又は同条第三項の規定による表示番号の指定を受けているもの、大型自動車のうち、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法施行規則（昭和四十二年運輸省令第八十六号）第五条第一項に規定する表示番号指定申請書（記載事項に変更があつた場合においては、同条第二項に規定する申請事項変更届出書）に主として経営する事業の種類が建設業である旨を記載し、かつ、同法第三条第二項の規定による表示番号の指定を受けているもの並びに労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十ニ条第一項第四号に規定するつり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーンの合計台数（以下「建設機械の所有及びリース台数」という。）をいう。）

8・9 (略)

改 正 前

第一 審査の項目は、次の各号に定めるものとする。

一～三 (略)

四 その他の審査項目 (社会性等)

1～6 (略)

7 審査基準日における建設機械の保有状況（自ら所有し、又はリース契約（審査基準日から一年七か月以上の使用期間が定められているものに限る。）により使用する建設機械抵当法施行令（昭和二十九年政令第二百九十四号）別表に規定するショベル系掘削機、ブルドーザー、トラクターショベル及びモーターグレーダー、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和四十二年法律第百三十一号）第二条第二項に規定する大型自動車のうち、同法第三条第一項第二号に規定する経営する事業の種類として建設業を届け出、かつ、同項の規定による表示番号の指定を受けているもの並びに労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十二条第一項第四号に規定するつり上げ荷重が三トン以上の移動式クレーンの合計台数（以下「建設機械の所有及びリース台数」という。）をいう。）

8・9 (略)

附 則

この告示は平成三十年四月一日から施行する。